

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 3 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規
則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会
規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 3 項中「であり、かつ、6 月以上の任期が定められているもの
又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。